

枝幸港における車両通行規制のお知らせ

一般車両の
通行規制期間

通 年

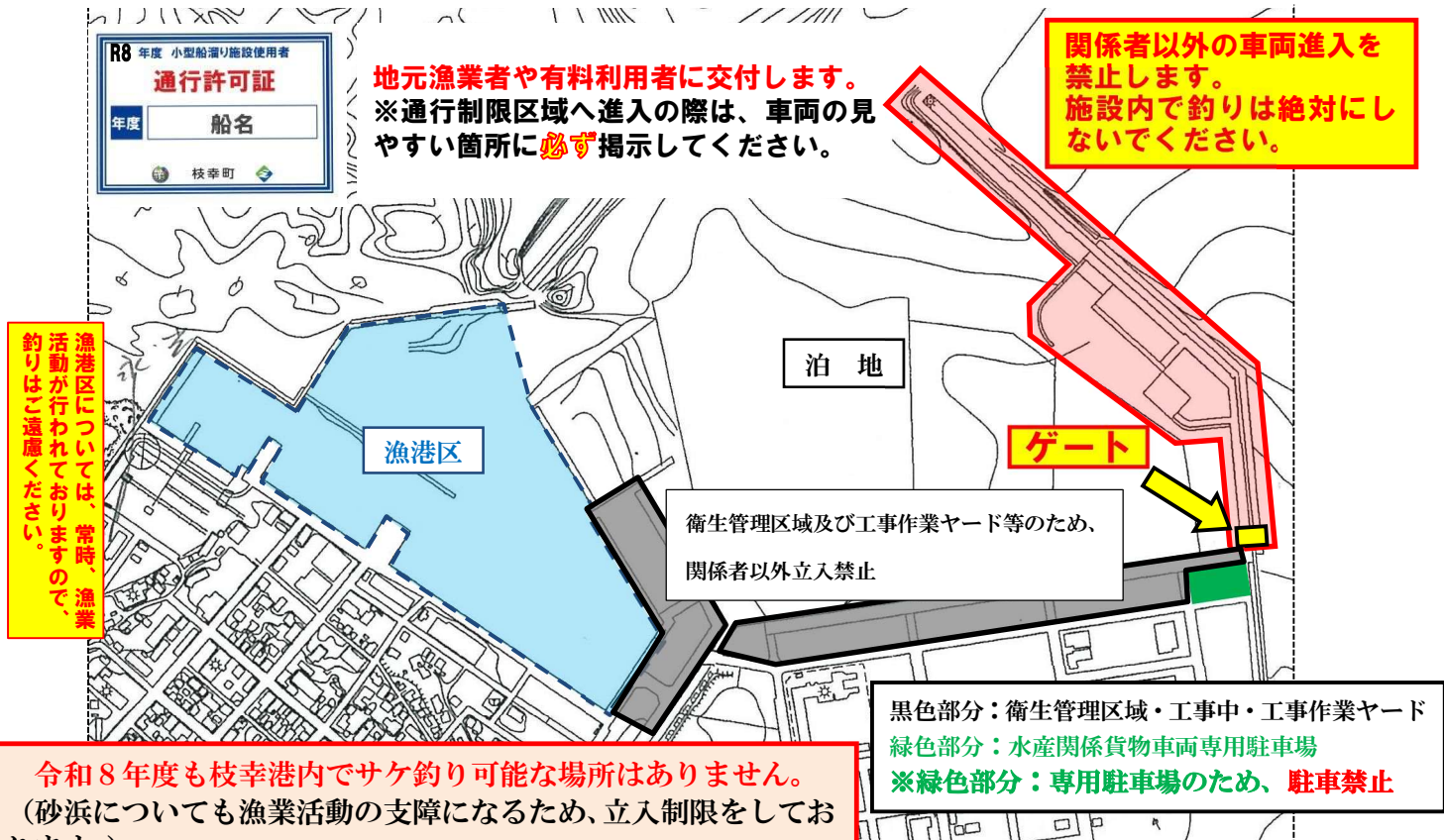
近年、枝幸港湾施設内ではサケ釣り客数の急増によって、有料の利用許可施設である「小型船溜り施設」が全く利用できない状況となっており、あわせて「釣り用のエサ袋等や空き缶等ゴミの放置」、「大便等の放置」、「釣ったサケ等の放置による腐敗・悪臭」、「上架漁船付近での焚き火」、「漁船や漁具の被害」、「釣り客の海中転落・死亡事故」などが生じており、港湾施設の利用や管理において多大な支障となっております。

これまでも、新聞報道や看板等で地元漁業者をはじめ、有料利用者や港湾関係者の施設利用や管理に支障が生じないように、皆様をお願いしておりますが、ルールを遵守するのはごく一部の方のみであり、港湾施設の管理が非常に困難な状況となっております。

このため、港湾施設利用及び管理の適正化を図るため、平成26年より『通行規制ゲート』の設置による一般利用者の車両通行規制を行っており、今年度についても、**通年での地元漁業者や有料利用者、港湾関係者以外の車両進入を禁止**いたします。

なお、今年度も全ての岸壁を工事作業ヤードとして使用するため、サケ釣りについては、「**全面釣り禁止**」としますので、ご理解願います。

【枝幸港内での一般利用者(サケ釣り)利用可能範囲等】



令和8年度も枝幸港内でサケ釣り可能な場所はありません。(砂浜についても漁業活動の支障になるため、立入制限をしております。)

なお、利用制限区域が変更となる場合は、その都度、看板やホームページ等でお知らせいたします。

重要

【お知らせ】 枝幸港利用制限区域の設定について

■今年度についても下記のとおり利用制限区域を設けますので、遵守願います。

通年(4月1日~3月31日)

小型船溜り施設内(黄色線内側)は
一般車両進入禁止及び全面釣り禁止です。
また、他の施設についても工事作業ヤード
等で使用するため、関係者以外進入禁止
(釣り禁止)です。

- ・利用制限区域が変更となる場合は、その都度看板やホームページ等でお知らせいたします。
- ・海岸(砂浜)での釣りにおける事故、トラブル等には一切責任を負いかねますので、ご承知願います。

漁港区については、常時、
漁業活動が行われており
ますので、釣りはご遠慮
ください。

**ゲート
設置箇所**

ゲートより先は小型船溜り施設利用関係車両
(通行許可証掲示)しか通行できません。

黒色部分：衛生管理区域及び工事中、工事作業ヤードのため関係者以外立入禁止
緑色部分：水産関係貨物車両専用駐車場
※専用駐車場のため、駐車禁止